

令和5年度各会計決算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 令和6年9月26日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年9月26日（木） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和6年9月26日（木） 午後 2時17分

◎ 出席委員

2番	花井泰子	6番	山田顕人
3番	笠松悦子	7番	一之谷 駿
4番	五十嵐捷爾	8番	野口久美子
5番	吉田峰一	9番	木村 一

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫	税務会計課長補佐	帰山淳一
副 町 長	大野 樹	生活福祉課長補佐	石田由美子
総 務 課 長	森永 茂	戸籍住民係長	小林雪絵
生活福祉課長	笠松さおり	福祉医療係長	島野右蘭
地域包括支援センター長	笠松さおり	包括支援係長	吉田太郎
農業水産振興課長	南 一 貴	農業水産振興課長補佐	沖津優也
商工林業振興課長	南 和 敏	産業担い手対策推進係長	(沖津優也)
政策調整課長	三原 知 明	農業振興係長	岡本遼太郎
建設水道課長	澤田浩一	林業振興係長	小林 亮
教 育 長	堂下則昭	商工観光係長	佐藤 剛
教育委員会事務局長	長谷川将之	管 理 係 長	佐藤和人
スポーツセンター長	(長谷川将之)	土 木 係 長	堂守真豪
知内高等学校事務長	高田正志	管 財 係 長	東出亮二
学校給食センター長	(長谷川将之)	上下水道課長補佐	牧野 覚
代表監査委員	木村和義	上下水道事務係長	高橋秀平
総務課長補佐	赤松拓也	教育委員会事務局長補佐	筒井俊介
財 政 係 長	川口大地	社会教育係長	堂前哲也
政策調整課長補佐	大谷晃介	文化財係長	竹田 聡
		スポーツ振興係長	上野英孝

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	上野真吾
議 事 係	高田貴明

令和5年度決算審査特別委員会議事日程

(第2号)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1	認定第1号	令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第2	認定第2号	令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第3	認定第3号	令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第4	認定第4号	令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第5	認定第5号	令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第6	認定第6号	令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(山田顕人)

おはようございます。

只今の出席委員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

昨日に引き続き、決算審査を進めて参ります。

● 認定第1号 令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(山田顕人)

日程第1、認定第1号、『令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

昨日で主要施策・事業等の説明が終わっております。

令和5年度の決算審査なので、皆さん有意義な議論を活発に行って頂ければとお願い致します。

これから質疑を行います。質疑の方法は、先に歳出から課毎に行い、次に歳入は一括質疑を行いたいと思いますので、ご了承願います。

委員の皆様をお願い致します。質疑については歳入歳出決算書、事業実績報告書、主要施策・事業等説明資料など、まず資料名を述べて下さい。次にページ数を示した上で、質疑されるようお願い致します。

また質疑については、最初に総務課、政策調整課、税務会計課の順に行います。

1 款議会費、2 款総務費の3 項戸籍住民登録費を除く総務費、9 款消防費、1 2 款公債費、1 3 款職員等給与費、1 4 款予備費です。

最初に総務課関係の質疑を行います。

主要施策・事業等説明資料については、1 ページ、2 ページ及び1 5 ページになります。

質疑はありませんか。

3 番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

おはようございます。主要施策のナンバー6 でちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、昨日も保険証の関係でマイナンバーの事を質疑させて頂いていましたけれど、病院の保険証と併用するという事は凄く便利で楽な経験もさせて頂きました。そこで今、知内町ではマイナンバーカードの普及率はどのくらいになっているのでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (笠松さおり)

ご説明します。マイナンバーカードですが先月時点で申請が9 0. 6 %、そのうち交付しているのが8 4. 4 %になっております。

◎ 委員長 (山田顕人)

3 番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

はい、分かりました。それでは1 0 0 %を目標としていると思うんですけども、この先どの位伸びると思われるか、もし今の時点で考えがありましたら。

◎ 委員長 (山田顕人)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (笠松さおり)

ご説明します。現在いろいろな報道ですとかで、保険証とマイナンバーカードの紐づけのPRをしていますので、この2 か月位から交付数が一気に伸びています。1 か月に1、2 %位伸びていますので、今後ですね、保険証と紐づけされるということで各種教室ですとか、いろんな場所で町の方でもPRして交付することを伸ばしていきたいと思っています。

◎ 委員長 (山田顕人)

3 番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

はい、分かりました。本当に私も経験したことで病院に行った時に、私達みたいに7 0 歳を超えると保険証を2 枚出さなければならないんですけども、それだけ終わるのでやっぱり普及していった方が良くないかなと思いました。ありがとうございます。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようなので、これで総務課関係の質疑を終わります。

次に政策調整課関係の質疑を行います。

主要施策・事業等説明資料については、1 ページから3 ページになります。

質疑ございませんでしょうか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

主要施策の方の2ページナンバー17です。17が良いのか、とにかくふるさと納税でちょっとお尋ねさせて頂きたいと思います。令和5年度はすごいふるさと納税金額段々上がってきました。良いことだなんて私も思っています。知内を応援してくれている方がたくさんいるということで、それで毎年の事なんですけど、逆バージョンということはありませんか。それもどんどん増えているんでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (三原知明)

ご説明します。町外から町内に頂いた分は4億9千万円になって、町内から他の自治体に納税された分ということだと思いますけれども、令和5年度については税情報なのでちょっとデリケートなんですけど、300万円に満たない金額だというふうに把握しています。

それと延びているかという点なんですけど、緩やかに延びているというふうに把握しています。

◎ 委員長 (山田顕人)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

きちんとしたご説明ありがとうございます。最初の頃は何十万円かとか、それから100万円超えました。今度は300万円弱ということは、やっぱり返礼品に魅力があっているのか、それともまた自分はその出身だから本来のふるさと納税の姿で、自分が生まれ育った所、そこに恩返しでやっている意味であれば凄く良いんですけれども、抑えることは人間としてできませんけれども、知内の中でも魅力のあるお金の使い方を何とかやっていければなと思っていますので、返答はいりません。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

今、笠松議員が言った下の18番。空家等対策推進事業ということで、ここに600万円程の実績があります。私が特に聞きたいのは除去した件数が14という件数でございまして、ほぼこれに使われたということなんですけども、これで町が考えている除去しようとする、それから危険を予想されるような空き家についてはどの程度解消しているのか、あったら教えて頂きたいと思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

政策広報係長。

◎ 政策広報係長 (森慎太郎)

ご説明致します。現在ですね、町内の空き家棟数に関しましては192棟、そのうちが住宅157棟となっております、そのうちですね、C判定、D判定の棟数に関しましては約70棟程ありまして、そのうちD判定につきましては倒壊の恐れもあるというところになっておりますので、そのD判定につきましては約20棟程町内に存在している形になっております。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

政策調整課長補佐。

◎ 政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。昨年の空き家の除去につきましては、14件程解体という形になっております。そのうち危険な空き家、いわゆる不良住宅という事なんですけども、昨年については該当は無いという状況でございます。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

前に説明したDというランクがありましたね、Dランクが20棟あるということなんですけども、それについてはどういう考えで自主的にやるのか、それとも町がやるのか行政的に突破していくのか。

◎ 委員長（山田顕人）

政策調整課長補佐。

◎ 政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。町内には空き家がまだ沢山ある状況となっておりますので、町としましては優先順位を決めながら対策の方を進めて参りたいと考えております。特に先程お話があったとおりですね、倒壊の恐れのある空き家につきましては、まだまだ町内には存在している状況となっておりますので、所有者の方には適正通知の方を引き続き行うことですか、或いは倒壊が喫緊に迫っているというような状況であれば条例に沿った形で、緊急安全措置ですとかそういった対応の方を進めて参りたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

他に。

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

今の空家対策推進事業について、利用促進とかリフォームとか除去にかかわる費用支援と書いているんですけど、これは空家192件に対して持ち主の分かる方に、こういうのやっていますよという通知はしているのでしょうか。

◎ 委員長（山田顕人）

政策調整課長補佐。

◎ 政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。空き家の各種支援制度につきましては、毎年の広報の方でお知らせしていますし、あとはですね、固定資産課税台帳の発布の際にその中にも空家対策支援のチラシの方も同封させて頂いておりますので、そういった形で各種支援制度の方の周知を図っているような状況でございます。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

分かりました。ありがとうございます。

◎ 委員長（山田顕人）

4番、五十嵐君。

◎ 4 番（五十嵐捷爾）

5 ページの 21 番、しりうち地域おこし協力隊についてちょっとお尋ねしたいんですけども、勉強不足で申し訳ないんですけども、今現在何人協力隊来ているのかということと、その人達の分野、何処どこに行っているか分かったらお知らせ願います。

◎ 委員長（山田顕人）

産業担い手対策推進係長。

◎ 産業担い手対策推進係長（沖津優也）

ご説明致します。現在知内町にいらっしゃる地域おこし協力隊の人数でございますけれども、人数については5名今いらっしゃいます。この5名の分野につきまして全て農業になります。今5名の方それぞれ新規就農を目指して研修中という形でございます。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

4番、五十嵐君。

◎ 4 番（五十嵐捷爾）

その方達とのコンタクトってば悪いですけども、たまたま会っていろいろな話を聞いたり、説明聞いたり、要望聞いたりということをしてますか。

それをちょっと聞きたかったです。

◎ 委員長（山田顕人）

産業担い手対策推進係長。

◎ 産業担い手対策推進係長（沖津優也）

ご説明致します。地域おこし協力隊の方々との交流という意味では、現在地域おこし協力隊以外でも新規就農を目指している方、あとは農協の青年部、これらの方々との交流という場は設けております。月1回勉強会を担い手センターの方で開催をして、新規就農に向けた座学、あとは現地の研修ですね。ハウスの見学だとかというのを今やっていて、これを月1回行っているのと、あとは指導にあたって頂いている町内にいらっしゃる農業士、指導農業士の方ですね、これらの方々との交流も進めておりまして、農業士、指導農業士の会議の方に地域おこし協力隊に参加して頂いて、指導して頂いている農家さんとの交流という場も設けている状況です。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

4番、五十嵐君。

◎ 4 番（五十嵐捷爾）

協力隊についてはですね、町の方に移住してもらうための行事の一環だと思うんですよ。仕事ばかりじゃなくてレクリエーションとかそういう方でも一生懸命対応して頂いて WELCOME、町が歓迎していますという態度をこれからも是非続けて欲しいと思います。定住移住に繋がると思いますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで政策調整課関係の質疑を終わります。

次に税務会計課関係の質疑を行います。

主要施策・事業等説明資料については、3ページになります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで税務会計課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えます。

次に生活福祉課関係の質疑を行います。2款総務費の3項戸籍住民登録費、3款民生費、4款衛生費です。主要施策・事業等説明資料については、3ページから6ページになります。質疑ございませんか。

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

3ページ26番の応援券の所なんですけど、2回去年行われてて町民の皆さんからは凄く助かっていると、物価もどんどん上がっているしという声を沢山聞かされました。国の事業でほとんど国の財源でやられたというふうに思うんですが、これからの予定ではそういう計画はないのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

私の方から説明させて頂きますけれども、今現在国の方では去年と同じような仕組みというのは考えていないようであります。ただ米の価格が相当今上がっております。それは町としても把握しておりますので、町としても何とかその辺の事で今調整をしましてですね、年内に何らかの形で対応はしていきたいなと思っておりますけれども、まだちょっと具体的には詰めておりませんので、もう少ししましたら示していきたいと思っております。

◎ 委員長 (山田顕人)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

分かりました。本当に物価高が酷いと、お米が無くて、有ったら今度は高くなっているというような形でアップアップしている町民が何人かおられます。是非前向きにお願いを致します。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

主要施策の41番に関連することでお尋ねしたいというか、お願いなんですけども、町内で今いきいきサロン盛んにやっていますけれども、その場所に行くのには、足が無い、歩くのも大変だっていう、確か私3月の定例会にもお話させて頂いたんですけど、そこに行くのには足が無い、でもやっぱり引きこもりにはなりたくない。私達スタッフも引きこもりにはさせたくない。でも送り向かいしちゃいけないというような指導なので、そこにここでやっているように外出支援のようなサービス、使えるような制度って無いんでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (笠松さおり)

ご説明します。昨年度の議会の場でいきいきサロンの足の確保についてお話がありましたので、社会福祉協議会と5月頃から検討を進めているところです。来年度に向けてですが、移動支援サービスっていう住民主体のサービスを中心に今計画の方を考えている所ですが、

町内会全体に対する周知ですとか、いきいきサロンのスタッフの方へ今聞き取りをしまして、どの位の需要があるか、どの位のサービスを必要としている人ですとか、お手伝い出来る人がいるかっていうのを今調べているところです。

来年度実施に向けて今保険会社とも調整しながら進めている所ですので、もう暫くお待ち下さい。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

補足しますけれども、今保険会社の方で新しい仕組みとして、そういう移動のための支援については新しく保険が対象になるという事で、その保険料を町でいくらか負担をした中でですね、やる方法を検討していますので、前向きに今進めていますのでもう少しお待ち頂きたいと思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

本当にご返答ありがとうございます。先日報道関係で見たんですけども、小清水町でここで最後まで元気に楽しくいきいきと暮らして欲しいという事で、町の一般の方々が足になって車で乗せて歩けるようなそういう制度を考えて、実施しているっていうことが報道されていましてので、やっぱり私がずっと今まで思っている通り、ここを安住の地、安心して最後まで暮らせる町としてなれるようにここは本当に子育てには、一生懸命他所の町よりも進んでいる町だと私は思っています。だからやっぱり今まで頑張ってきた人達が最後までここで暮らして良かったって思えるようなそういう町を目指して、私達と役場の皆さんと町民の方々とみんなで意見とか知恵を出し合いながらやっていったら、本当にここで安心して暮らせるような町を目指していけると思うので、お互いに頑張っていきたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

主要施策・説明資料の3ページの32番、温泉施設入浴助成事業、これについて65歳以上の高齢者及び心身障害者の健康保持・増進を図るための優待券を贈呈ということで、知内の高齢者のわりに申請者の数が少ないような気がするんだども、この辺は何か理由があるのか、個人で自分の家に入る人もいるし、温泉まで行くのに大変な人もいると思うんですけども、ただこもれば温泉では入浴客の送迎もやっているんですけども、その辺はなぜそういう状況なのか、もし分かったらひとつお願いします。俺もたまたまかなり温泉に通っているほうなので。

◎ 委員長 (山田顕人)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (笠松さおり)

ご説明します。対象者の高齢者の中には、施設入所していたりですとか、その場に行けない人も利用できない人も沢山いるというふうに把握しています。町の方には、いきいきサロ

ンもそうなんですけど、そのままで行けるのが大変になったという声も沢山聞いています。出来るだけ元気で通えるような体力づくりというのを目指していきたいなと思っています。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

事業内容に健康保持、増進を図るためと書いてあるんですけども、やっぱり高齢者になったら元気でこの町で生活して健康で長生きしてほしいという主旨もあると思うんですけども、知内温泉は使用枚数は4, 175枚、距離は遠いのに大した何ら変わらない枚数で使われているんですけども、何故こうなっているのか、本来ならばこもれば温泉を利用してもらえれば、町の財政負担も少なくなるし、そっちの方も少しPRしてどうにかならないのかね。どうもちょっと理解できないなこの辺。

◎ 委員長（山田顕人）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。こもれば温泉と知内温泉の利用枚数ですが、こもれば温泉は入湯料の関係で1回利用する時に1枚で済むんですが、知内温泉に関しては1回利用する時に3枚必要になってくるので枚数が同じくらいになっていますが、人数でいくと知内温泉だとの1/3になるところです。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

理解しました。それで自分も70歳過ぎて後期高齢者をまじかになりますけれども、もう少し知内温泉も利用して財政負担を少しでも少なくするようなそういうPRも町としてお願いしたいと思います。

答弁はいりません。

◎ 委員長（山田顕人）

他に。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

すみません、何度も。ワクチン関係でちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、実績報告書の37ページ、主要施策のナンバー52です。

今盛んに言われている子宮頸がんのワクチンなんですけれども、前に初めて一時期後遺症問題などで、やめてたような時期があったんですけども、また再度始まりました。その中で17歳から23歳までの方が抜けてた部分、これって1回受けると3万円から4万円位かかるという話なんですよ。3回受けるのには10万円かかるって言われています。その中で今国の方で17歳から23歳までキャッチアップという制度を作って、また国の方が保証してくれるような状況で今進めています。確か3月いっぱい、今年度という事に限られているという事をきいてましたので、それに対する周知徹底、それとまた13歳から17歳までの子ども達の接種、受診状況というか接種状況などが分かっていたら、どうでしょう。

◎ 委員長（山田顕人）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

ご説明致します。キャッチアップ対象者は、17歳から27歳となっております。周知は対象者には個別通知をしております。接種状況なんですけども、令和4年度は定期対象者が4名、キャッチアップ対象者が3名、令和5年度においては定期接種者が8名、キャッチアップが18名となっております。

◎ 委員長（山田顕人）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

やっぱり皆さん一生懸命やってキャッチアップ対象になる人も、それなりの人数がいるという事は皆さんの働きが凄く素晴らしいなと思って、やっぱりこの町は安心ですね。

それで13歳から17歳までの、これはやっぱりどうしても個人的に受けるものなので、強制はできないものなんですけども、テレビとかでもいろいろ見ますとね、27歳か28歳で子宮頸がんになって子宮全摘したっていう話なども時々聞かれますので、やっぱり女として子どもを産むのが人生ではないですけども、将来傷つかないようにこの子宮頸がんの啓蒙も頑張ってやって頂きたいなと思います。

それともう1つ良いでしょうか。私もこの場で前をお願いとかお尋ねしたことなんですけども、主要施策の52番、带状疱疹ワクチンなんですけど、3月にお願いした時にやっぱり通常よりは安く受けれるということで、それも将来ずっと元気な体を保つということで、それでこれをやった方が良くてことで結構受けてる話も聞くんです。その状況ってもうちょっとなんかね、お知らせすることも足りないのかなっていう、そんなの知らなかったって言う方もいらっしゃるの、もう少しお知らせするのに何か良い方法が考えられれば良いなと思うんですけども、何か考えていますでしょうか。

◎ 委員長（山田顕人）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

ご説明致します。令和5年度における带状疱疹の接種状況なんですけども、1月中旬時点で110名の枠に対して、69名の申し込みしかなかったの、その時点で再度周知致しました。周知したのは、総合健診の場と防災無線で周知致しました。ただ反省点としては、周知するタイミングが遅かったの、1回目の接種が令和5年度、2回目の接種が令和6年度になってしまったという方が多かったのが1つの反省点でございますので、ちょっと予算の執行状況見ながら、その都度防災無線等で周知していきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

ありがとうございます。このワクチンだけに限らず、知内町のワクチン接種とかその助成制度、本当にインフルエンザにしても何にしても優れていると思いますのでね、係の人方は大変でしょうけれども町長さん先頭に町民を守るということで、こういうことにはどんどんお金を使って町民の健康を守って頂きたいなと思います。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

8番野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

33番の福祉灯油購入費助成事業ってあるんですけど、これは今年もやる予定でおりますでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

福祉医療係長。

◎ 福祉医療係長 (島野右蘭)

ご説明します。今年度につきましても同様に対象の方に実施する予定です。

◎ 委員長 (山田顕人)

8番野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

それはもう毎年やるって決まりなんでしょうか。それともいつまでとかあるんでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

福祉医療係長。

◎ 福祉医療係長 (島野右蘭)

ご説明します。まずですね、予算策定の時に実施が必要かどうかというのを検討しまして、今年度についてはまず実施するという方向で話を進めていました。また、今くらいの時期になりますと道からもですね、やはり灯油の価格の高騰があるということで積極的に町として実施して下さいという案内もありますので、また状況を見つつ今年で終わりだとかそういったふうにはならないとは思いますが、見ながら今後も検討していきたいと思っています。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

8番野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

これは是非長くやって欲しいなという町民の皆さんのお願いだと思うので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

結構議会からのお願いもあってがん検診、年齢も下げてやって頂いていることには感謝申し上げます。そこで2つだけ聞きたいんですけども、がんリスク検査の進行状況とそれからもう1つ、がんになった方を支えるのもまた人間なんですよね、病院だけではがんは完治しないと思うので、やっぱり家族の中でがんになった方を見てた人じゃ分からないと思うんですけども、支え合う会とかって今後検討されるかどうか、その2つをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

ご説明致します。まずがんリスク検査実施状況ですが、令和5年度80名の申し込みに対して78名の方が受検しております。がんに罹った方に対しての支えることなんですけども、今後検討していきたいと思っております。

◎ 委員長（山田顕人）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

ありがとうございます。確かにいろんな病院では病院の中でもあると思うんですけども、町の中でも結構がんになった方、がんを克服した方がいらっしゃいますので、がんになった方とまたこれから誰になるか分からないんですよ、2人に1人の時代だと言われていきますので、その時の心構え、支えるって気持ち、なった人より大変かもしれないのでね、そこを上手くやってもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村。主要施策52番、先程3番議員さんが聞いた带状疱疹ワクチン接種者数で1回目が101人、2回目が46人ってなってるけども、これは1回で良いのか、2回打たないと駄目なのか、ちょっと勉強不足でその辺わかんない。

◎ 委員長（山田顕人）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

ご説明致します。知内町において使用しているワクチンは2回接種しなければならないワクチンとなっております。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

2回接種しないば駄目だってことだべ。なぜ2回目の人が少なかったの。これ。

◎ 委員長（山田顕人）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私から説明しますけれども、さっき係長から説明したんですけども1回目が1月以降に実施したので、2回目が3月までにすることが出来なかったと、4月以降に6年度の予算で対応しているということです。

◎ 9 番（木村 一）

分かりました。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

別な質問です。がん検診。衛生費の55番、集団検診ってなってるども、結構町内で集団検診で検診しているパーセンテージって町民の割合でどうなっているの。

◎ 委員長（山田顕人）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

がん検診の受診率でよろしいでしょうか。集団検診と個別健診と合わせたものになってお

りますけれども、胃がん健診は11.7%、肺がん検診は15.9%、大腸がん12.2%、乳がん検診3.9%、子宮がん検診3.6%です。

◎ 委員長 (山田顕人)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

それで受診率の11%か12%ってことは高いのか、低いのかこれ。

◎ 委員長 (山田顕人)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

高いか低いかという判断は、他との比較になると思うんですけども、参考値として全道との比較においては、全道は胃がん健診が4.9%、肺が4%、大腸が4.8%、乳がん検診が13.7%、子宮がんが16.3%となっております。なので乳がん検診、子宮がん検診の女性特有のがん検診に関しては、うちの町は低いという状況にはなっておりますので、こちらの周知を徹底していく必要があると考えております。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

道からの比較で知内町は11.7%という、対象にすれば知内は高い方だと。

早期発見すれば結構治る確率あるんですから、先程がんに対するケアが、どうだとかこうだとかそうなる前になんとかしねえばという思いもあると思うんですけども、やっぱり早期発見早期治療が、やっぱり本人の健康維持のためにもかなり重要だと思うので、この辺の受診率のパーセンテージを上げるようなPR、方策だとか様々なことをやっぱり講じていかなければ。令和3年度、4年度、5年度と続いて数字見ただけでも大した変わらない受診率の数なんだえな。

3年度、4年度、5年度って見ても個別でも集団でもそんなに変わらない大差ない数字が出てくるから、自分の健康を一生懸命考えている人はここに来てると、俺は認識したんだども、自分は絶対がんにならないと思っている人はなかなか受診はしないと。ところががんになっている人もいるもんだから、その辺はPRして集団検診、せつかく町で助成するんだからその辺は集団検診をどうやって上げるか今後の対策として何か方策はあるか。

◎ 委員長 (山田顕人)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

私から説明しますけども、集団、医療機関で個別に受診するという事で両方合わせて伸びていくような方策をしなきゃいけないということは思っています。

それともう一つは会社等で、例えば役場の職員ですと役場で全員受診するような仕組みになっていますから、会社に勤めている人は会社でそういうことの受診が緩衝されますので、そこにならない一般町民に対してやっぱり集団なり個別を伸ばしていくということが町の役割だと思っていますので、これからも十分PRしていきたいということで考えております。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

5 ページの 5 7 番、新型コロナワクチンの接種事業に関してなんですけれども、2 点程聞きたいんですけど、このワクチンの接種事業を今後やっていくのかということと、今現在テレビでも報道されていたりしてたと思うんですけど、ワクチン後遺症なんかもけっこうできてきているかなと思うんですけども、町としてその辺の実態の把握をとそれに対しての支援などは考えているのか教えてもらえればと思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (笠松さおり)

ご説明します。まずコロナの接種ですが今年度は6月の定例会で補正をさせていただきましたが、年1回という国の方からの方針がでましたので、それに沿ってうちの町でもやっていきます。ただ対象者が令和5年度までと違って65歳以上の方、60歳から64歳の心臓・腎臓・呼吸器等の障害手帳1級を持っている方ですので、その辺が変わってきます。これについては10月号の広報に折り込みチラシで詳しく周知することになっていますので、そちらの方をご参照頂きたいと思います。

2点目のコロナのワクチン接種での後遺症に関しては、これまで数件相談等受けてきました。その後重症な後遺症で今も大変というのは耳にしていますが、もしかして知らない所であるかもしれないので、それに関しては相談があり次第対応していきたいと思っています。

◎ 7 番 (一之谷駿)

ありがとうございます。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、生活福祉課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えます。

次に農業水産振興課関係の質疑を行います。

6 款農林水産業費、主要施策・事業等説明資料については6ページから9ページになります。

質疑ございませんか。

3 番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

主要施策の9ページなんですけれども、93番、確かこのカキの話は今中の川の若い人達も多いし通年でカキ出荷が出来ればということで、始めたんじゃなかったかなって確か議会でそう話があって始めたような気がするんですけども、2年目でしたっけ、その手応えってどうでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

農業水産振興課長補佐兼水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐 (沖津優也)

ご説明致します。養殖カキの通年出荷の試験事業でございますけれども、議員仰るように中の川地区の部員を中心とした青年部の部員に行っている試験事業でございます、三倍体カキの養殖試験というものを行って令和5年度の実績今やっていますけれども。

令和5年度が2年目になります。なので現在の6年度につきましては3年目、最終年になっています。現在の状況ですけれども、初年度令和4年度に入れた種苗がですね、1年半ちょっとくらいを迎えて今出荷の時期を丁度迎えている最中で、先々週にですね、実は中の川の方でカキを揚げてきていろいろな調査をデータ取りして、今検査に回している最中です。検査の結果が良ければ東京都と札幌の市場にそのまま出荷をして、どれくらいの値段が付くのかというところまでしっかり試験事業の中でですね、数字として残してその数字を最終的に指導所の指導を頂きながらまとめてこれから浜の方に卸すと、そして事業として採算が合うのかどうなのか、新たにどういった養殖資材が必要なのか、そういった課題も含めてすべてまとめてですね、浜とお話をしながら実際に中の川地区でやっていけるかどうかというのを検証していく形となります。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

ありがとうございます。やっぱりこれは若い人達の将来のために始めたってことを私も凄く感動しておりました。やっぱり通年集荷、これから若い人達がこの町で産業でやっていくためにこれから多分いろんな助成をしていかなきゃないと思うんですけども、それもまたこの町の発展のために惜しまない助成を町長さんをお願いしたいなと思います。それで今羅臼とかあちらの方の昆布が今年は最低だったというようなことも聞きまして、漁業者さんが嘆いているような事も見受けられました。それなのでせっかくここ養殖で伸びてきていますし、勿論農業の方はニラで本当に若い人達が頑張って発展してきていると思うんです。

農業も漁業も一緒に発展しないとこれだけ海が豊富で畑も豊富な所、これ程私達の宝は無いと思うんで、両方一緒に両輪としてやっていければどンドンどンドン担い手の方とか他所から呼んでもくる材料になるので、1回失敗したからもう駄目だべって思わせるんじゃなく、こういう方法もある、ああいう方法もあるという事で町の後押しが絶対必要だと思いますので、是非そういう所に力を注いでやってあげたいなと思いますので、町長さんも担当の方もよろしくお願ひしたいと思います。

できれば町長さんの今の考えをお聞かせ願えればと思いますけれども。

◎ 委員長 (山田顕人)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

ありがとうございます。やっぱり一次産業は山も浜も農業も漁業も活性化しないとなかなかこの町の活性化とかそういうのもやっぱり影響あるわけですから、そういう意味で本当に海もこれから更に若者を中心に活気づいて頂ける環境づくりという事で、我々も今集録しているところなんですけれども、残念ながら今ホタテのへい死、そして今回は貝毒が長期化しているという状況の中で、特に中の川は3本柱という事でやってきました。それが人手不足ということもあるんでしょうけれども、底縦網が何件も今稼働していないという状況、そしてホタテもこのような状況の中で夏場を越せないという状況の中で、四苦八苦している。そして最悪今年度は稚貝がまた全道的になかなか手に入らないという状況の中で、今回は噴火湾も大変な状況になるのかなと想像していますけれども、ただこれに嘆いていても仕方ありませんので、何とか今そうした海水温に強いカキを中心に今スタートしている。今青年部で確かに実証実験ということでやっていますけれども、今組合員の方も非常に興味を示して

頂いている環境にありますので、何とか組合員まで幅を広げながら更に三倍体を活用して漁業振興に繋がればなと思っております。

全体の中では今ウニの中間育成と昆布、この温暖化の影響を強く受けている影響ありますけれども、養殖昆布については今の所順調に推移しているということでありまして、何とかウニと昆布と基盤をしっかりとこちらの区域に関しては、しっかりと守りながら対応して頂くよう努めなければならないだろうと思っています。ただ組合全体のことを考えれば、今鮭が不良でありますので、その対応策として何とかトラウトサーモンの養殖に力をいれたいということで、今回今別の事業者と協定を結ばせて頂いて今順調に意図は推移していますけれども、今年度も今2期目入る予定になっています。ただなかなか町に見えないというお叱りを受けます。これに関しては。それに関しては漁業も漁業者も同じような思い出していると思いますので、今後また事業者と連携しながら更に漁業の活性化をしていきたいなと思っております。

農家の方も今一生懸命ニラを中心に活動して頂いて今新規就農ということで、トマトでまた新規就農者が出ますので、それは国全体の制度の中である程度補佐しながらやっていける段階にあります。そして漁業者はなかなかそういう環境にないという、なかなかの農業と漁業の施策の違いありますので、何とかその辺も縮めながら今後更に農業に負けない後継者づくりの体制づくりが進めばいいかなと思っています。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

本当に前向きなお言葉ありがとうございます。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

重内に関してなんですけれども、重内子供会は10人足らずだったんですね。ところがこういう担い手ということで来て下さった方々がそこで暮らして就農してお子さんも生まれ、子ども会にも入る歳にもなりということで本当に今12人、14人って増えるようになりました。そういうふうはこの町もそうやって人を集めるという事に尽力をおしていかないと町が衰退しますね。

そういうことでどんどんそういう事にはお金をかけてやっていってほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

5番、吉田です。主要施策の6ページの64番、多面的機能支払交付金事業ということで、これはずっと継続されていることで、続いて聞いていきますけれども令和6年度については今継続されているんですね。それで町が1/4町の中から助成するという形なんですけれども、多面的交付の事業の使用目的っていうんですか、例えば畦畔を直すとか排水やるだとか、諸々について我々にしてみれば物凄く有難い交付金だろうと。ただ今我々農業やりながらも個人の財産的にでも相当その辺の整備は我々も農業者自ら整備をしています。ただ私が言いたいのは、現在の農道、車がどんどん大型化しています。トラクターイコー、それから米の搬入等で非常に道路が傷んでいます。それで我々考えているのは補修したい。個人的若しくはその地区地区でその路線路線で道路を補修したいという事なんですけ

ども、材料が入らないということではいろんな面で、一般の車両、若しくは農業者ばかりでもないけれどあるんでね、出来れば我々が材料さえ有るとトラクター等で一時部分的修理もしてみたいという我々地区でもあります。是非その辺をある我々が指定する場所にダンプカーで何台かでも一時保管しておいて、その地区に人に責任を持ってもらって、この砂利を使ってB路線、C路線を直して下さい、補修して下さいということを出せないものかと。何か使う目的は町道、農道と改良区いろいろ分散されていますので、それは町がやるべし、これは改良区がやるべきという、お互いにキャッチボール投げじゃっこしてますのでね。我々一番迷惑被っているのが我々生産者ですから、悪いものやります。ですからどっか一次場所をね、ここに何十㎡、何tという形で出来ないものかなということでも課長にお伺いしたいんですけども、よろしくお願ひします。

◎ 委員長 (山田 顕人)

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

ご説明致します。多面的機能支払のですね、活動組織の活動においてなんですけど、日常的には農地の周辺の保安全管理といった部分がございます。その取り組みの中で今吉田議員さんから質問のありました農道の維持補修について、まず現状については農道において町道の位置づけになっている部分に関しましては、改良区さんと協議させて頂きまして毎年予算をとりまして、定期的にですね、年次でですけど補修させて頂いている実態がございます。

それとあと活動組織においてなんですけど、こちらについてはですね、路面の維持補修といった部分は簡易的な部分に関しては、活動組織でこれは事業計画の基においてその差の中で対応することが可能となっております。ですから、こちらの部分において吉田議員さんのちょっと意図がとつかめない部分がありますが、活動組織でその部分の原料を購入した上で、路面維持をすることはですね、組織の中で事業として取り組むことは可能ですので、その部分をまず検討してもらえれば良いのかなと思います。

実際に他の地区でもやっている実態がありますので、組織の活動の中で。

◎ 委員長 (山田 顕人)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

今課長からも説明したんですけれども、ちょっと補足しますけれども、事業としては多面的な地域組織活動の中では出来るということなんですけども、今言われているのはそこをまず外して、資材だけでも提供して頂ければ自分達で出来ますよということですね。

それで町も大分の負担をして今農道の砂利敷整備をしてますけれども、その他に資材だけあれば自分達もやりたいという意見だと思いますので、これについては改良区と相談しながらですね、今後整理していきたいということも思っていますので、よろしくお願ひします。

◎ 委員長 (山田 顕人)

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田 峰一)

課長の言う、それから副町長も言う事も分かります。じゃあ補修して傷むというのは3年毎にある程度大量の延長があります。それで部分的に今回はA地区・B地区・C地区ということで今年度やりますよというけれども、町も改良区も追いついていかないということですから、ちょっとした手当てする材料があればね、また1年も伸びるし、春に修繕しても秋に

なるとまた天気の状態によっては傷む所はありますので、是非そういうことを前向きに検討して頂ければ助かります。

また我々からその辺をどう管理するのか、どういう検討するのかっていうのも指導があればそういう形でしてみたいので、よろしくお願いします。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

基本的に7組織あるんだと思います。多面機能整備する組合。その中で連携が取れるという話になれば、それぞれ地区毎に対応が違おうと思いますので、町がある程度の砂利なり舗装の補填材ありますので、それを用意するというのは可能でしょうけれども、全体の中で考えるということなのか、地区地区の組織の中で対応させてくれないかという話なのか、その辺は全体で考えた方が良いという事ですか。

◎ 委員長 (山田顕人)

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

全体で考えるというのは難しいことがあります。町道の延長、民地の絡み、改良区の工事とありますので、出来れば舗装までとは言いません。我々舗装やると言ったらとんでもない大変ですから、せめて砂利、一時補修できるようなものがその地区地区であれば違います。

また作っている作物、それから稲、それから牧草、諸々作っている作物によって車の往来が全然違います。その辺もあるんでね、地区地区でその辺は検討してどうするかと、どうしてもこんなことは公に言えないですけども、どんどん農機具が大型化しているし、輸送するトラックも大型化しています。当初した設計の2 t程度の車でなくても4 t位の車がどんどん入ってきています。そんな状況で傷む率が多いのでね、またもまたもと非常に財政的に改良区の賦課金等でも大変なものでね、是非その辺を前向きに検討して頂ければ有難いと思います。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

9ページの95、循環型漁業推進事業とあるんですが、94でカキの殻と残渣に対して処分するのに助成を町でしているんですが、その下にカキ残渣の再利用の検討もしているんですけど、再利用の検討は何処まで進んでいるんでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐 (沖津優也)

ご説明致します。カキ殻の残渣に関する再利用の検討ですけども、現在は飼料、鳥の餌ですね、養鶏の飼料としての利用がまず出来るという事でお話を頂いています。ただ当然食べ物になりますので最終的に餌を食べた鳥が食品として出荷されるという事になると、ある程度の基準を設ける必要があるという部分ですとか、あとは残渣を粉砕する必要があつて誰がその粉砕作業を行うのか、あと乾燥ですね、そういった作業を誰が行うのかという整理が出来ないと再利用する方法はあるんですけども、それを誰が行うかというところの整理は正

直まだついていない状況です。ですので、餌として活用していくという方向性がある程度固まれば、例えば漁業者さんがそれを乾燥させて粉碎までしなきゃいけないのか、あと試験の中ではカキ殻についてはあすなる福祉会の協力を頂いてですね、水福連携という形でカキ殻の方を施設利用者の方に手で粉碎して頂いて、それを実際餌として養鶏場に持って行ったという試験も行ったんですけども、それであれば粉碎は可能だということでお話は頂いているんですよ。ただ先程も申し上げました通り、衛生的な部分ですとか、あと残渣になるとカキ殻以外の物も付着物として入ってくるので、そういった物をどういうふうに除去していくか、そういった課題がまだ残っている状況ですので、引き続きその部分に関しましては整理が必要だというふうに担当としても考えている所です。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

これを委託しているんですか。

これはデータベース化するためだけに委託しているんですか。

◎ 委員長（山田顕人）

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐（沖津優也）

ご説明致します。こちらの事業につきましては1つの事業の中で、カキ殻ですとか残渣の再利用の検討ですとか、漁業系の飼料のデータベース化、これらを各項目毎に分けて委託しています。ですので、委託事業としては一本の事業なんですけれども、その一本の委託事業の中でこういったメニューをそれぞれコンサル業者にやって頂いているという形です。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

ありがとうございました。大丈夫です。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村。先程のカキ殻の残渣、8番議員さんから質問あったども、俺もこれ前何となく一般質問した経緯があるんだども、その辺から課題はきっと詰まっているんだと思うけど今になってまだカキ殻の残渣なんて、将来的にはカキを養殖している間はずっと残渣は出ていくんだ。それを前段でやっぱりどっかで処理していかないば、もう少し対策として町で何とか100%でも支援事業してそれを減らすような対策考えて、今、先程説明あったんだども後手に回っているような気がするんだども、その辺の見解はどうですか。

◎ 委員長（山田顕人）

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐（沖津優也）

ご説明致します。残渣につきましてはですね、本来、事業系一般廃棄物とされていますため排出する事業者、ここで言うと漁業者方がですね、処分するというのが原則になって

くるんですけども、この残渣をですね、ごみとして出す場合に現在の渡島西部広域事務組合、千軒のですね、センターに出すとなると燃えるごみという扱いになるんですけども、カキ殻も含めてですけども。燃えるごみというふうな扱いになるんですけども、広域事務組合のリレーポートを通過して最終的には渡島の処理施設のクリーンおしまの方に搬入されるんですけども、クリーンおしまに搬入される場合はですね、燃えないごみとしての扱いになるみたいなんです。これは渡島全体の見解なので、そこは僕らがどうこう言って変えられるような内容ではないんですけども、まずこのギャップが1点あると思います。渡島西部ではカキ殻が燃えるごみとしてされているのに、渡島に持ち込むと燃えないごみの区分にされているというところがまず1点あるのと、あとはですね、それを仮に燃えないごみとした場合でもですね、今のリレーポートの方で受け入れ出来るような施設になっていないというのが、渡島西部組合の回答でした。

ですので、この残渣をですね、事業系一般廃棄物として処分していく場合ですと、まずは渡島四町での話し合いがまず必要になってくるのかなと思っています。うちの町でいくとカキ殻、カキの残渣、ホタテの殻等があげられますけれども、それらの認識を他の町と共有するのが一点必要になってくるのと、施設的な回収というところも出てくるとお話を聞いていますので、そこでのおおうの負担が出てくるので、それにおいても慎重な議論が必要かなというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

説明して聞いたのは分かりますけれども、これカキ殻、ホタテの殻はカルシウム分なんだえな。非常に利用価値がある。常呂漁協だとか北見は全部業者が熱処理して粉砕して、そして近隣の農家に販売しているわけよ。非常に喜ばれるという話。ここでも俺以前に一般質問した時も熱処理っていうのは簡単なんだもの。粉砕してくればそのまま農家で持って行っても畑さ蒔いておくの簡単なんだえな。俺も1回カキ殻をそのまま撒いた経緯があるんだけども。それでもカキ殻は材質がやわい物だから、5、6年畑おこしていれば大体砕けてあとは無くなる、そのままも蒔けるんだ。蒔けるのもただ我々が持っていけば廃棄物だとかいうんな問題が出てくるから、その辺は農業者でも持って行って畑に蒔けばこれはアウトなのか。

◎ 委員長（山田顕人）

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐（沖津優也）

カキ殻の再利用につきましては、今行った事業ですね、循環型漁業推進事業の中でも実は試験をされていてカキ殻の粉砕をしたものを実際に農試に持って行って成分分析もしています。その結果は1mm以下に粉砕して、要はパウダー状ですね、粉の状態にした物であれば現在農家さんが専用されている土壌改良剤と同じような使用の方法で使う事が出来ますという回答でした。ですが現在問題になっているのは、その部分ではなくて誰がそれを行うかという所なんです。漁港に堆積したカキ殻を搬出して、乾燥させて、粉砕させて、袋詰めして、土壌改良剤として使う場合は当然登録が必要になるので、その部分でもかなりハードルが高いというお話を農試の方からされています。

ですので、方法は確立されているけど行う者がいないというのが課題ですので、その部分については今後関係者での検討が必要かなというふうに思っております。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

私から補足しますけれども、この4月からですね、連合の方でカキ殻については燃えないごみと、先程燃えるごみということで話しましたが、燃えないごみで統一されていますので、そういうことをご理解頂きたいと、それから今話されているカキ殻とカキの残渣と2つに分けて考えて欲しいと思います。カキ殻は粉碎して鳥の餌とかいろいろな事に使用できるという事なんですけど、残渣についてはなかなか処理が厳しいということです。ただそれに施設整理するとなると相当の費用もかかるので、今は事業系廃棄物ということで処理事業ということで町が補助して、一般の漁業者も負担しながら処理しているという状況ですので、これは少しこのまま続けていかなきゃいけないのかなど。ですから殻と残渣と付着物と分けて考えて頂きたいというふうに思っています。

◎ 委員長 (山田顕人)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

残渣物と殻と分離してと話あったども、火を通せばこれ問題無いんだえな。残渣物も殻も殺菌能力ある。クマガイ道路のアスファルトプラントのボイラー、あれは180度までの火力で上げてアスファルトの資材だとか、元俺プラントの運転してたことあるんだども、それまで上げてそして全てのもの出てきて、それで雑菌処理も全て終わるんだよ。それを粉碎するだけなんだから、誰がやるかっていう話なんだども、誰がやるかっていつまでたっても誰がやるかって、誰かかやらねばどうもならないんだべよ。その辺をもう少し前向きに検討する検討するっていうども、かなり前に一般質問した経緯あるんだども今になってまだ検討してるんだか。その辺もう少し町で先頭に立ってよ、一次産業の振興振興って言ってるんだから先頭に立って生産者さ不安が無いような施策を講じていけるような体制をとってもらわないとわが町一次産業の町だからもう少し太っ腹で財政支援をどんと出してよ、その位の事やらなかったら。町長どうか良い答弁ねえか。

◎ 委員長 (山田顕人)

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐 (沖津優也)

ご説明致します。まずそのカキ殻の粉碎の機械等に関してはですね、旭川の業者等ですね発明されていて、それをデモ機として導入出来ないか等のお話は進めていました。ただそれを漁組が例えば粉碎するのとか、漁業者が粉碎するのかっていう整理は当然ついていないので、今後の動きにつきましては、漁組と十分お話をした上でですね、今後どうしていくかっていうお話は進めていかなければならないというふうに思っています。

あともう1点ですけども、実は昨年ですね、約5年程堆積していたカキ殻については、一気に無くなりました。それは八雲町の土木関係の業者がですね、メガソーラーのパネルを設置するための工事を通路として敷くという形で持って行った経緯がございます。

ですので今後もそういった利用が他の業者さんからお問い合わせがあれば、利用する価値が非常に高いと思っていますので、そういう試験としての活用が出来れば、知内町としてもカキ殻の再利用というのはいろいろあるんだろうなというふうに検討していく必要があると思います。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

94番のあたりなんですけども、カキ・ホタテの殻に関しては支援このようにあると思うんですけども、知内町にはウニも獲れると思うんですよ。ウニの殻の再利用の方法って結構いろいろあると思うんですけども、知内は昆布の養殖もしていて昆布の栄養になる話を聞いたことがあるんですよ。それ辺に関して町として何かできる事だったり、促せる事あれば教えてほしいと思います。

◎ 委員長（山田顕人）

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐（沖津優也）

ご説明致します。ウニに関しましても今議員さん仰るように、当町では水揚げがある状況です。ウニの殻の再利用についても実は北海道内でも優良事例がございまして、積丹の方でウニの殻を粉碎して天然ゴムの成分に混ぜてそのゴムを気質として海の中に投入して、そこから海藻が生えるというような事業を成功させているという優良事例はあります。ただ当町から出されるウニというものがですね、ほぼ全量殻付きで出されているものですから、殻があまり出てこないというのが現状としてあります。中には剥いて瓶詰めにしたという作業はあるんですけども、量はそこまでの量ではないので、今は産廃処理している状況です。ですので、これからそのウニが殻として出てくるということであれば、先程お話した優良事例にならってですね、今ブルーカーボン事業等も全国的に注目させている中で、当町としてもそういった資源を活用して藻場の造成ですとか、そういったものを進めていくという考えは、町としては思っています。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

具体的にどの位の量が出てくるようになったら、その事業を開始するみたいなのがあれば教えて下さい。

◎ 委員長（山田顕人）

水産振興係長。

◎ 農業水産振興課長補佐（沖津優也）

すみません。具体的な量というのは今申し上げることは出来ないと思います。ただウニの出荷量というのはそこまで伸びるというふうにはこちらとしても考えていません。資源管理の中である程度放流する分と水揚げする分とを考えながら、漁組の方で水揚げをしているので、今以上にと今の倍にとか3倍になるという所は正直見込めない状況です。ただ出荷の方法が殻付きではなくてむき身として出すというような状況が増えてくれば、そういった事業が出来るというような回答とさせていただきます。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

ないようですから、これで農業水産振興課関係の質疑を終わります。

ここで暫時休憩を致します。

再開は、11時05分です。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時05分)

◎ 委員長 (山田顕人)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に商工林業振興課関係の質疑を行います。

5款労働費、6款2項林業費、7款商工費の4目公園管理費を除く商工費です。

主要施策・事業等説明資料については、7ページから10ページになります。

質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

7番、一之谷です。78番と82、83のあたりなんですけども、現在ここ数年日本全体的にヒグマの出没が多く見られていると思います。知内町でも年間108日クマの出勤しております。実際私も現場に出ているのでちょっとその辺はある程度把握はしているんですけども、やっぱり山沿いにどうしても動物が降りて来るという現状があります。森林沿い、例えば防風林に沿ってとか。今、町の事業として森林私有地の伐採の補助も出していると思うんですけども、理想はやっぱり民家と山との間に緩衝地帯があるのが理想的な状態だと思うんですけども、その部分の伐採を優先的に町の方で促すことだったりとか、そのような事は出来るのかどうかお伺いしたいと思います。

◎ 委員長 (山田顕人)

林業振興係長。

◎ 林業振興係長 (小林 亮)

ご説明します。緩衝帯の整備の関係なんですけれども、今議員言われた通りなんですけれども、山と民家との間の整理をするっていうのが緩衝帯の整備になるかと思うんですけども、今年度については町内ピックアップしまして、今まで学校山の下をメインにやってたんですけども、そこから面積かなり増えまして事業費ベースで5倍程度に今年度増えて町内大きく緩衝帯の整備をやっているところです。その他にですね、緩衝帯に生えている実のなる木についても基本的には伐採する、除伐しちゃうという考え方で現在動いている最中です。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

7番、一之谷君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

ありがとうございます。恐らく今年も結構出没の件数出ていると思うので、早急に対応出来ればと思いますし、猟友会としても頑張っていければ良いかなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に。

4番、五十嵐君。

◎ 4 番 (五十嵐捷爾)

関連して、駆除している頭数、ここに書いているんですけども、捕獲の数を制限しているんですか。獲るクマとかキツネとか知内では何頭以下でなければ駄目だとか、そういうのあ

ったら教えて欲しいんですけど。無制限で獲れるってわけじゃないでしょ。

◎ 委員長（山田 顕人）

林業振興係長。

◎ 林業振興係長（小林 亮）

有害駆除の頭数の関係だと思んですけども、その部分については被害防止計画っていうのを毎年策定しております。その中でですね、頭数を制限、制限と言いますか、目標ですね、うちの町はこのくらい獲りますというのを決めて計画書を立てております。その計画をですね、年度間でですね、オーバーしそうだよとか、なった場合には計画変更してまた予算づけをするという形になっております。以上です。

◎ 委員長（山田 顕人）

4番、五十嵐君。

◎ 4 番（五十嵐捷爾）

そしたらその年によって獲る数が増えるということですか。クマが1番聞きたかったんだけど、獲る頭数が減ったり増えたりすることを教えて下さい。

◎ 委員長（山田 顕人）

林業振興係長。

◎ 林業振興係長（小林 亮）

その年によって変わってくると思います。実績を勘案したりとか、今後どうなるのかいうのを見越してですね、計画立てますので、その頭数は上下する形になるかと思います。ですからクマの部分については2、3年前まで2頭、3頭とかっていう頭数だったのが、去年14頭になっていますので、それは勿論今年も同等より上の数字で計画を立てて事業を展開しております。以上です。

◎ 4 番（五十嵐捷爾）

分かりました。

◎ 委員長（山田 顕人）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

ちょっと関連があると思んですけども、昨年度も凄くクマが出ましたよね。今、鉄道跡地が町有地になっていると思んですけども、去年のクマの話をお聞きすると、そこを隠れ道みたいにして出ているとって話もいろいろ聞かされてたんですけど、その整備とか、町有地になった鉄道跡地の今後の方針って何かあるんでしょうか。

◎ 委員長（山田 顕人）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私から説明します。旧鉄道敷地については町の管理であります。それで過去にも何回か整備しました。ですけどもまた木も草も生えている状態でありますので、今、係長の方から先程説明しましたがけれども緩衝帯ということで国の支援もあるものですから、新年度に向けましてね、検討したいと思います。

◎ 3 番（笠松悦子）

分かりました。

◎ 委員長（山田 顕人）

他に。

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

105番の外国人技能実習生受入事業についてお伺い致します。実績報告を見ると昨年は対象者が9人で、木材と水産と農業というふうになっていますが、それぞれ何人ずつなんでしょうか。

◎ 委員長 (山田顕人)

商工観光係長。

◎ 商工観光係長 (佐藤 剛)

ご説明します。昨年度対象者9人ということですが、内訳は木材加工業で2人、水産加工業で3人、農業で2人となっております。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

今人手不足ということもあって、外国からこういう方達を受け入れて、技能実習をさせながら働いて頂くという形になっているかなと思うんですが、その方達が工場に働いていると、賃金を得ていると、その他に各対応する事業所でいろんなことされているかなと思うんですが、そういう方達が普段どういう生活をされているのかなということは町では抑えていらっしゃいますか。

◎ 委員長 (山田顕人)

商工林業課長。

◎ 商工林業課長 (南 和敏)

ご説明します。普段の仕事以外の生活っていうことでしょうか。外国人技能実習生の普段の仕事していない時の生活実態のことを把握しているかという質問かと思うんですが、よろしいですか。

◎ 委員長 (山田顕人)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

何故こういう話をしましたかという、働いていらっしゃることはそれはそれでとても有難いというふうに思っているんですが、普段の生活はどういうふうにされていて、例えば事業所の中でそれぞれが交流があって、その事業所で例えば大きな言葉で言えば、いろんな催し物とかも参加をさせてこの知内の町で充実して生活しているのかどうかという事をちょっと知りたいなというふうに思ったんです。働いて頂いて賃金をきちんと払っていることは分かるし、それから技能も実習で出来ていると思うんですが、知内の町民としていきいきと暮らされているかなということがちょっと知りたいなというふうに思いましたので、質問致しました。

◎ 委員長 (山田顕人)

商工林業課長。

◎ 商工林業課長 (南 和敏)

ご説明します。基本的に事業者の方々に面倒を見て頂いているので、そちらで余暇の部分等実態やって頂いていると思います。この間ちょっとある事業者の方から相談を受けまして、

普段の土日、技能実習生の方の楽しむようなイベントとか無いですか、何か出来ないですかという相談を実際受けています。町としても町民ですので、せっかく知内町で働いて頂いてるんで何か出来ないか今検討しているところなんですけども、なかなかその辺の要望等もまとめきれっていませんので、次年度に向けて何か出来たらなと思っていますので、ご理解頂ければと思います。よろしくお願ひします。

◎ 委員長 (山田 顕人)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井 泰子)

今年度は、もっと多くの方が働いているのかなというふうにちょっと思っていますが、例えば事業者同士の横の繋がり等も含めて、外国人労働者を受け入れているそういう事業者の方達とも上手く交流しながら、これから多分増えていくんではないかというふうに思いますので、そういう面も含めて充実をして頂ければなという要望をしておきます。

◎ 委員長 (山田 顕人)

他に質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9番、木村です。実績報告書の53ページ。先程4番議員さんから鳥獣害被害の対策事業で結構エゾシカも236頭の捕獲駆除しているんですけども、減ってるのか増えてるのかどうなっている。町道森越線でも星さんの所でシカと衝突して夜、車が破損して、そういう事故がありました。とにかく夜出てくる。夜出てくるのは捕獲できないから時間帯あるけれど、実際に生息頭数からしてこの辺は増えているのか減っているのか判断は難しいと思うけども、横倍なのか、その辺の見解。

◎ 委員長 (山田 顕人)

林業振興係長。

◎ 林業振興係長 (小林 亮)

エゾシカの生息頭数なんですけども、生息頭数については抑えていません。ご存じの通り山なので人が行って数える訳にも行かないですし、抑えてないんですけども、捕獲頭数であればですね、過去3年間位ずっと増えてきている。ちょっとずつですね。ピークが350頭位までいっています。そこから300頭位まで落ちている。去年が236頭という感じでちょっと下がっている感じです。今年の状態もですね、見てみると昨年9月末現在で倍くらい50頭に対して100頭位実績として獲れている状態となっております。以上です。

◎ 委員長 (山田 顕人)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

なんだか捕獲頭数にしては随分と民家だとか作物を荒らす状況が毎年増えていくような状況で、助成で電木だとか町で助成しているんだども、もう効果ねえんたもんな。電木の中に入ってくるもんな。俺も実際に電木ずっとまわしてるんだども、雄シカが角さ電氣流れないんだもな。それで電木間を開けてその後ろさ団体で雌シカが6頭も7頭して、まいっちゃう。それで実際にまだまだ駆除していかないと、全体の頭数の減にはならない。これ1年間に繁殖数で雄1頭に対して雌7頭いたら、出産は1年間に1頭だもんな。1頭に対して1頭だべ。2頭も3頭も産むわけ分けねえべや。

1頭産んでそれだけ獲ってれば減っていくような気がするんだども。何も減って無いような気もするんだども。もう少し町の対策として指導者とかに対して手厚い、例えば賃金体制だとかもう少し獲るようお願いするような形で獲れないもんだかな。これ以上の事出来ませんって言うならそれで終わりだども。

◎ 委員長 (山田 顕人)

林業振興係長。

◎ 林業振興係長 (小林 亮)

獲った方へのってことだと思うんですけども、単純にいくと捕獲奨励金の金額を上げるとするのは多分あると思います。奨励金についてはですね、この近郊、木古内、福島、松前と同等の金額に今なっております。それも含めてですね、検討させて頂ければなど、今後ですね、思います。よろしくお願ひします。

◎ 委員長 (山田 顕人)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

私の方から説明しますがけれども、これまで捕獲したシカの処分に相当苦勞していたということです。ただ今年から福島町で処分の施設が出来ましたし、そこにも利用させて頂けるということになっていますし、それからジビエで使っているという方も多くいらっしゃいますので、ですから今まで獲った物の処分に相当苦勞されたんですけども、今後はそれらについては少し捕獲してもですね、処理する方法が出来たということです。少し捕獲頭数獲っても処理にはそんなに苦勞しないのかなと思っていますので、その辺猟友会と共有しながらですね、調整していきたいというふうに思っています。

◎ 委員長 (山田 顕人)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

処理も福島町で受け入れてやって、そして出来るだけ生息頭数の減ということ掲げて、1頭当たり謝金としていくら払っているのか俺も定かでないんだども、獲る意欲を持てるような事業展開にしてもらえればというふうに思いますので、その辺の考え方、今まで通りなのか、北海道の三笠市で猟友会の謝金が安すぎると言って、町と協議してもそんなこと否定しないということもあったけども、わが町はその辺どうなってるか、考え方。

◎ 委員長 (山田 顕人)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。クマの捕獲については、猟友会にお願いしながらやっているんですけども、町の奨励金についても限界がありますので、何とか町としては逆に稼げるというか、お金になるような方法を今後検討していかなきゃならないなと思っています。先程副町長も言われた通り、ジビエにすることで食肉の方に出来ますので、そのうち幾らかでも売る方法とかの仕組みづくりを町の方で考えていますので、今すぐ出来ませんが何とか検討していきたいと思っています。今、北斗市の方で加工施設1戸新しく出来ました。函館の方にも1件加工施設もありますので、そちらに運び入れると幾らかでも肉がお金になる。ハンターさんの負担軽減にもなると思いますので、何とか知内町にあったような形で何か出来ないかということで課の方で検討していますので、何とかハンターさんの方に軽減を図りながらシカをの頭数を

減らしていく取り組みをしておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで商工林業振興課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えます。

次に建設水道課関係の質疑を行います。

7款商工費の4目公園管理費、8款土木費、11款災害復旧費です。主要施策・事業等の説明資料については10ページから11ページになります。

質疑ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5番（吉田峰一）

5番、吉田です。主要施策の10ページ、113番、単純なことで除雪機ブルドーザの購入の件ですけれども、通常ブルドーザというのは耐用年数というのはある程度決まっています。状況を見てやるのか、それとも回転数、アワメーターっていうんですか、その辺でやるのか、その辺をできれば。

◎ 委員長（山田顕人）

管理係長。

◎ 管理係長（佐藤和人）

お答え致します。除雪雪寒機械の更新事業でございますが、国で定めている耐用年数はございます。それに則りまして、補助事業等は計算されるものですが、その耐用年数に則りますと極端に短いものでありますが、町におきましては修理費等また故障状態を見ましてその都度勘案しながら重機の更新を行っております。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

5番、吉田君。

◎ 5番（吉田峰一）

私の知ってる範囲内では、通常除雪1本でやっている業者っていうのは、それ相当の耐用年数若しくは長寿命になっているはずだと私は記憶しています。ただ一般の土木の人が使うものは年から年中使うということだと、除雪車両についてはある程度の破損、消耗的な物が限定されています。その辺も国で定めているということですか。

◎ 委員長（山田顕人）

管理係長。

◎ 管理係長（佐藤和人）

ご説明致します。国の耐用年数につきましては、通常使われる除雪機、あと一般土木で使われている重機も同じでありますけれども、通常に使われますですね、時間数、それに関する修理費等を合わせまして勘案しているものだと考えています。

先程から申しましている通り、町につきましてはですね、耐用年数で考えますと極端に短いものですから、その更新更新でいきますと多額の費用を要しますものですから、先程ご説明した通り修理費が嵩む、若しくは重機等の調子が長く悪いのが続くとかっていうのは勘案しまして更新を決めております。

◎ 委員長（山田顕人）

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

それで以前使っていたショベル機なんですけども、それについての処分は下取りですか、それとも売却等ですか。お願いします。

◎ 委員長 (山田顕人)

管理係長。

◎ 管理係長 (佐藤和人)

更新対象になりました重機につきましては、一般競争入札で売却をしております。

◎ 委員長 (山田顕人)

因みに金額はいくらですか。

◎ 管理係長 (佐藤和人)

一般競争入札で令和5年の12月6日に実施しておりますが、参加者が4名おりまして落札者は株式会社カネハル、金額につきましては税込みで213万5,700円となっております。

◎ 5 番 (吉田峰一)

分かりました。

◎ 委員長 (山田顕人)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで建設水道課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えます。

次に教育委員会関係の質疑を行います。

10款教育費です。主要施策・事業等説明資料については12ページから14ページになります。

質疑ございませんか。

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9番、木村です。事業実績報告書の60ページ。教育委員会の償還額の内訳ってところでちょっと聞きたいんですけども、償還期間経過分、収入割合16.5%、期間内が94.5%。最終的にはなかなか償還が滞るという可能性はどうか。見通しとして。

◎ 委員長 (山田顕人)

教育委員会事務局長補佐。

◎ 教育委員会事務局長補佐 (筒井俊介)

ご説明致します。奨学資金の償還に関しての今後の見通しでありますけれども、償還期間経過分として未収入額が370万円程計上されております。このうちですね、大多数の部分は今現在償還者の方と折衝しまして、分納制約等をとってですね、少額ずつではありますけれども償還して頂いております、時間はかかるかもしれませんが全ても償還して頂く予定で考えておりますけれども、一部ですね本人、保証人がですね、死亡であったり、行方

不明だったりという案件もありまして、こちらにつきましては、現在顧問弁護士、今年度から契約の方をしております町の顧問弁護士の方に相談致しまして、各種法令や条例に沿った形で適正に処理していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

弁護士たてて、いろいろ償還の特色を促すだべども、将来的に働いている人も滞るってことは生活がある程度大変だから、なかなかここまで何十年ってこういう形なんだべ。今始まったものでねえから、そして働きながら、償還していくんだから当然結婚している人がいれば、その人達はやっぱり家庭さ、生活費とか充当していかなきゃないから奨学金の返還までは手が回らいということで、少しずつは返還しているんだか知らんども、最後にいろいろな話を聞けば、もう奨学金なんか返さなくても良いでねえかっていう、そういう人も中にはいるらしいんだ。何十年経っても30歳以上も40歳近くもなった人だって昔借りた奨学金っていう話だども、将来不能欠損処分になるんでないか、まあ少しずつ返してもらって、弁護士たてるっていうけども、見通しとして少しずつだども100%回収できる見込みなのか、諦めねばねえのか、あまり正しい見解はいいんだども、なかなか厳しいっていうならそれでやめるし。

◎ 委員長（山田顕人）

教育委員会事務局長補佐。

◎ 教育委員会事務局長補佐（筒井俊介）

ご説明致します。先程申し上げました一部の方です、本人も保証人も全て死亡であったり行方不明となっている案件がございます。そちらに関しましては先程も申し上げましたんですけども、弁護士さんに相談しまして、法令に則りきちんとした手続きの元の場合によっては債権の放棄をしましてですね、不能欠損処分という流れになる案件も考えております。以上になります。

◎ 委員長（山田顕人）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時35分 ）

（ 再開 午前11時40分 ）

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎ 委員長（山田顕人）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

先程所在不明とか分かりませんという話で当時借りた時は連帯保証人は親がなってその人が例えば本人が返済出来ないば、親が代弁させたという話でそういうふうになって借りてたんだべども。親もゆるくない子もゆるくないってばいつまでもこの数字が償還期間経過分つてずっと載っていくんだべ、返済されないば。どっかでけりつけないばねえでねえのか。どういうもんなんだべ。弁護士たててもう大丈夫、償還できます。少しずつでも返せるっていうんだら滞らないで、奨学金の返還もあるども、1番の問題はその後に借りた人が真面目に払ってるんだ。そして以前に借りた人はこういう状態に陥っているべ。その公平感っていうのはどうなる。真面目に借りて一生懸命払っている人が馬鹿見る。そういうことは一応ち

よっと上手くないんでねえかと思うども。その辺の見解。

◎ 委員長（山田顕人）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。この期間経過後の未収入額370万円の内訳なんですけど、人数的には14人程いらっしゃいますが、その中でもほとんどの方は分納誓約を結んで頂いていて、少額でありますけれども毎月であったり、何ヵ月か毎だったり収めて頂いている現状です。その中で若干名、滞っている方、今課長補佐が言ったように保証人の方とかも亡くなられたりという方もいらっしゃるんですが、こういった方をすぐ放棄という話にもなると真面目に納付されている方との公平性もございますので、その辺は法的な特に民法上の話も絡んできますので、今の顧問弁護士さんと協議させて頂いて適正な処理の仕方というか、そういった事を内部で協議しておりますので、よろしくお願ひします。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

2番 花井君。

◎ 2番（花井泰子）

説明資料の152番です。特別支援教育支援事業です。町の方では支援員を配置して手厚く支援をしているというふうに承知していますが、実績報告書の59ページに載っている特別支援教育奨励費補助事業という所と、それからその下の奨励費の所も全部ゼロになっているんですが、これはどういうふうなことかちょっと教えて頂きたいと思います。

◎ 委員長（山田顕人）

教育委員会事務局長補佐。

◎ 教育委員会事務局長補佐（筒井俊介）

ご説明致します。特別支援教育就学奨励費補助事業の実績についてでありますけども、こちらですね、59ページの一番下の方に学用品費等、新入学児童生徒学用品費といったメニューがあるんですけども、こちらの方ですね、令和5年度から開始しております教育費無償化事業、こちらの方で手当出来ておりますので、こちらの事業の方は活用していない状況となっております。以上となります。

◎ 2番（花井泰子）

分かりました。

◎ 委員長（山田顕人）

他にございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

事業実績報告書の61ページの5の心の教室相談員の件なんですけれども、人数だけ見ますと令和4年度よりも倍とちょっとになっているんですけども、今の時代に属したことなのかなと思うんですけども、これに対しての対応はどのように如何なさってるんでしょうか。

◎ 委員長（山田顕人）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。61ページの心の教室相談員の実績ですけれども、令和4年度から令和5

年度に比較しまして倍になっている所ですが、今回ですね、昨年度は当町でお願いしているスクールカウンセラーの方からの提案で、中学校に新しく新入学で入る1年生全てに対して一応面談をしたいということで、いわゆる中一ギャップという部分の解消を未然防止に繋げるために、そういった形で1年生全ての子の面談をしております。また新しく赴任された教職員の方についてもカウンセラーの方とちょっと面談をしております。そういった形でちょっと倍の数字になっております。この中でもいろいろと悩みというものがありますけれども、特に最近では、SNSといったインターネットを介したそういった人間関係の悩みですか、そういった部分が多く相談されているという状況です。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

はい、分かりました。何も無い所から目を向けて本当に細かい部分まで、いろんな所に心を捧げていくというか、そういう取り組みをしているということと受け止めて良いんですね。ありがとうございます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (山田顕人)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで教育委員会関係の質疑を終わります。

以上で課ごとの歳出に関わる質疑が一通り終わりました。

歳出全般にわたって質疑漏れの方ありませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9番、木村です。主要施策の10ページ、108番。道の駅しりうち防犯カメラ設置事業で防犯カメラの設置施設の環境整備、防犯カメラと環境整備がどうやって繋がるんだか分かんねえども、これ4台もそんなに人が入って行って混んでるのか、どうなのか、必要だったのか。

◎ 委員長 (山田顕人)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。今道の駅の防犯カメラの設置事業ということで昨年4台設置させて頂きました。4台については、外のトイレの周辺、道路からの入口、あと物産館の方に向かってということで野外の方に設置しております。昨年の前にトイレでトイレの備品が破壊されたという事件等もありましたので、その分も含んで防犯の意味で4台設置させて頂いておりますので、4台がなければ周辺全部が映らないので、今回4台ということで設置させて頂きましたので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 委員長 (山田顕人)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9番、木村。いろいろそういう事があって予算で我々も承認しているんだから、結果として防犯カメラがついたことによって、そういう被害だとか損害は今のところ皆無、ゼロ。

◎ 委員長 (山田顕人)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

被害の方は特段受けておりません。ただ今警察の方とかでもいろいろ防犯カメラで犯罪防止等部分で活用できないかってことで実際道の駅の部分のカメラと活用できるかということで今年も調査しに来てたんですよ。行方不明の部分とかも活用できるので、被害を見つけたから実績あるわけじゃなくて、日頃からカメラがあれば何かの備えになりますので、今後ちょっと4台稼働していくような形でいきたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。よろしくお願ひします。

◎ 委員 長（山田 顕人）

他に質疑もありませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷 駿）

7番、一之谷です。事業説明資料の方の2ページ、ナンバー18ですね、空家対策事業なんですけども今年度利用促進が1件というのは、やはりちょっと少ないかなという印象があります。これは多分町の方でこの空き家がある程度把握していると思うんですけど、なかなかそこを明け渡してくれということも言えないと思うので、知内に不動産さんが無いというのも結構大きな要因かなと思っています。民間の業者が入ることによって空家問題の解決に進むのかなと思っています。町としてその辺の民間の業者さんの介入というか入れることだったりとか促進するとようなことというのは、考えていらっしゃるでしょうか。よろしくお願ひします。

◎ 委員 長（山田 顕人）

政策調整課長補佐。

◎ 政策調整課長補佐（大谷 晃介）

ご説明します。当町の空き家ですね、推進利活用に向けては、北海道空家情報バンクっていうのを活用させて頂いてまして、町内のみならず全国からですね、お問い合わせがある状況というふうになっております。こちらの空家バンクはですね、流通に関しましては、町単独の空家バンクよりかはですね、全国から空き家の情報を見られている状況となっております。現在空家バンクの登録件数っていうのは今の所ゼロ件ということになっております。空き家に関しましては近年資材高騰ですとか、そういった状況あつてかなりニーズが高いものということとなっております。町としましても空き家のストックについては確保する必要があるというふうに思っておりますので、町の広報誌等を活用しながらですね、空き家のストックの件数の方をですね、増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 委員 長（山田 顕人）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷 駿）

町としても恐らく沢山何とか出来るように動いてると思うんですけども、実際進んでない部分というか、空き家を売る側としては物置にしておきたいだとか、手放すメリットがあまり見受けられなかったりとか、そのようなところで進まないのかなという実際そういう声も聞いているということなので、どうにかその不動産屋さんを何か誘致するなり、業務委託するなりして、実態を調査してその持ち主と町との間に入ってもらうという事が出来れば良

いのかなと思いますので、検討の方よろしくをお願いします。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑ないようですから、これで歳出全般の質疑を終わります。

審議中ですが、昼食の為、暫時休憩します。

再開は午後1時からです。

（ 休憩 午前11時56分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 委員長（山田顕人）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に歳入の質疑を行います。

歳入は一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

質疑ありませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

歳入歳出の決算書の5ページ、町税収入7億3,934万3千円、収入済額7億3千万円、不能欠損額が97万9千円と未収入額が467万円、予算に対する収入割合が99%だけでも、マイナスの762万3千円、これはどうしてこうなるの。

◎ 委員長（山田顕人）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

未収入額の内訳、分かりますか。

◎ 税務会計課長補佐（埴山淳一）

ご説明致します。今回資料で監査意見の審査の意見書ついておりますけれども、そちらの方の17ページご覧いただきますと表の13、令和5年度末町税等の未収入額の状況概要ということで、各税毎の未収入額、滞納額の合計という事で町民税、固定資産税、軽自動車税の合計が467万円ということで記載させて頂いております。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これで歳入の質疑を終わります。

これから決算全般にわたる総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで総括質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第1号、令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

ここで説明員を入れ替えます。

● 認定第2号 令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長 (山田顕人)

次に日程第2、認定第2号、『令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

木村代表監査委員。

◎ 代表監査委員 (木村和義)

それでは、国民健康保険事業特別会計審査意見を述べさせていただきます。

知内町の各会計歳入歳出決算の審査意見書の19ページにこれから述べる内容が記載してあります。

それではお手元の資料19ページをご覧くださいと思います。

令和5年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額は5億1,032万8千円、歳出総額は5億376万円で、対前年度比では、歳入は0.7%、歳出は2.0%の増となっております。

本年度の実質収支は656万8千円で、これから前年度実質収支を差引いた単年度収支は、650万8千円の赤字となっております。

次に決算状況ですが、歳入の①と、歳出の②については、20ページの記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し下さい。資料21ページの収納状況について、若干述べさせていただきます。令和5年度における保険加入世帯は593世帯で、令和6年度3月末現在の町の全世帯数が2,019世帯であり、加入割合は29.4%となっております。

国民健康保険税における収納状況は、調定額1億1,084万7千円に対して、収入済額が1億625万5千円、収納率は95.9%、前年度で95%となっております。そのうち現年度分は調定額1億541万7千円に対して、収入済額が1億235万6千円です。収納率は97.1%、前年度で97.4%。

滞納分については調定額543万円に対して、収入済額が389万9千円、収納率71.8%、前年度51%となっております。

また、現年度分の収入済額は、前年度と比較して476万3千円の減、滞納分は83万7千円の増になっております。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願いします。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

それでは、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。令和5年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の109ページをご覧ください。

知内町国民健康保険事業特別会計歳入総額は、5億1,032万8,042円、歳出総額は5億375万9,654円、歳入歳出差引残高は656万8,388円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては、656万8千円となっております。

歳入からご説明致しますので、111ページをご覧ください。収入済額の主なものを説明します。1款国民健康保険税は1億625万4,967円で、収入未済額459万2,232円となっております。3款道支出金は3億4,948万8,984円で、主なものは道からの普通交付金と特別交付金です。1款国民健康保険税から8款国庫支出金までの合計は5億1,032万8,042円となっております。

次に歳出について説明致しますので、117ページをご覧ください。支出済額の主なものを説明します。2款保険給付費は3億3,472万4,703円で、これは療養諸費や高額療養費等です。3款国民健康保険事業費納付金、1億3,853万円で、これは北海道への納付分です。1款総務費から10款予備費までの合計につきましては、5億375万9,654円となっております。以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（山田顕人）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願ひます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第3号 令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（山田顕人）

次に日程第3、認定第3号、『令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。

監査委員の審査意見及び質疑は省略させていただきます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願いします。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。令和5年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の126ページをご覧ください。

知内町後期高齢者医療特別会計歳入総額は8,339万2,430円、歳出総額は8,188万5,411円、歳入歳出差引残高150万7,019円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては、150万7千円となっております。

歳入からご説明致しますので、128ページをご覧ください。収入済額の主なものを説明します。1款後期高齢者医療保険料は5,184万1,300円で、収入未済額は50万7,800円となっております。3款繰入金は2,893万5,072円となっております。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの合計は8,339万2,430円となっております。

次に歳出について説明しますので、131ページをご覧ください。支出済額の主なものを説明します。1款総務費は383万6,116円で、内容は検診費用やシステム利用料等です。2款後期高齢者医療広域連合納付金は7,699万7,172円となっております。1款総務費から4款予備費までの合計につきましては、8,188万5,411円となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。よろしくお願致します。

◎ 委員長（山田顕人）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第4号 令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（山田顕人）

次に日程第4、認定第4号、『令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。

監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明します。令和5年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の134ページをご覧ください。

知内町介護保険特別会計歳入総額は5億8,308万7,363円、歳出総額は5億6,574万8,744円、歳入歳出差引残高は1,733万8,619円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては1,733万9千円となっております。

歳入からご説明致しますので、136ページをご覧ください。保険事業勘定の歳入です。収入済額の主なものを説明します。1款保険料は9,650万8千円で、収入未済額は62万6,300円となっております。3款国庫支出金は1億3,472万9,018円で、介護給付費にかかる国庫負担金及び補助金です。4款支払基金交付金は1億2,447万4千円で、社会保険支払基金から交付される交付金です。5款道支出金は7,374万6,536円で、介護給付費にかかる道支出金補助金です。1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計は5億8,020万5,503円となっております。138ページをご覧ください。介護サービス事業勘定の歳入合計は288万1,860円となっております。139ページをご覧ください。保険事業勘定介護保険サービス事業勘定の歳入の総合計は5億8,308万7,363円となります。

次に歳出についてご説明しますので、148ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳出です。支出済額の主なものを説明します。2款保険給付費4億1,316万3,502円で、保険給付費や高額介護サービス等給付費等となっております。4款地域支援事業費5,001万4,546円で、介護予防生活支援サービス事業費や一般介護予防事業費となっております。5款諸支出金3,534万8,230円、前年度の介護給付費負担金等の返還金となっております。保険事業勘定の歳出総額は5億6,286万6,884円です。150ページをご覧ください。介護保険サービス事業勘定の歳出合計は288万1,860円となっております。151ページをご覧ください。保険事業勘定介護保険サービス事業勘定の歳出の総合計は5億6,574万8,744円となります。以上で介護保険特別会計の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（山田顕人）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

歳入歳出の差額が相当額残っている形になっていますし、中を見てもと不用額がそれに相当するような額になっています。その主な原因としては何があるのでしょうか。

◎ 委員長（山田顕人）

生活福祉課長補佐。

◎ 生活福祉課長補佐（石田由美子）

ご説明致します。主なものは介護給付費が大きく残っているかと思うんですが、3月決算末までに利用者の方の状況ですとかで、不足を生じないようにある程度、利用を見込みまして減額しないことによって不用額が多少増えている状況でございます。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

こういう介護もそうですし、国民健康保険税等もそうなんですが、町民の健康に資するような中身の所で残高が沢山出るということは、果たして良いのかなというふうな気持ちであります。それで昨今介護問題では、いろんな事業所の撤退だとか、働く人達がいなくなるとかいろんな問題を抱えて大変な状況だというふうに思うんですが、その面でも知内町の所はちゃんと出来ているのかなというふうな思いと、いろんな問題があるのではないのかなという事を考えています。そこで何かありましたら、お知らせを頂きたいというふうに思います。

◎ 委員長（山田顕人）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私から説明します。今、課長補佐から説明しましたがけれども、この不用額についてはですね、手持ち資金として持っていないと最終的に赤字決済になると困るものですから、それは理解して頂きたいと思います。それから国保会計もそうですし、介護関係でも残高が少し多く残ってます。ただ前にもお話しましたがけれども、国保会計は1億円を超える基金を持っていますから、それを崩してですね、個人負担を少なくするという仕組みを今とっているという事です。

それから介護保険も今回令和6年度で改正になっていまして、渡島管内で1番低い金額で納めて頂くという仕組みを作りましたので、それも基金を取り崩して調整するという事ですので、管内的には1番安い料金で設定しているとうことでご理解を頂きたいと思います。

◎ 委員長（山田顕人）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

今、答弁を頂きまして理解をしました。やっぱり町民に優しい町政をこれからも引き続きお願いしたいと思います。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第4号、令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

ここで説明員を入替えます。

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 認定第5号 令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長 (山田顕人)

次に日程5、認定第5号、『令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

木村代表監査委員。

◎ 代表監査委員 (木村和義)

それでは、令和5年度知内町水道事業会計の決算審査意見書について述べさせていただきます。なお、この会計については、一般会計に準じて審査を実施しておりますので、水道事業会計の2ページの1から4につきまして省略させていただきます。

3ページの令和5年度の水道事業収益は1億3,143万1千円(税抜)です。対前年度比では347万7千円(2.72%)の増、水道事業費用は1億4,619万7千円(税抜)、対前年度比では1,309万6千円(9.8%)の増となっております。純損失は1,476万6千円となり、対前年度比では961万9千円(186.9%)の増となりました。この主な要因としては、固定資産税の除却に伴う資産減耗費によるものであります。

また、収益率は89.9%で前年度比6.2ポイントの減となり、総配水量に対する有収率は71.0%で対前年度比4.7ポイントの減となっております。

収益的収入及び支出の状況は、3ページ表1又は用途別給水量は5ページの表の3、使用水量別給水数及び検針水量の比較は5ページ表4の通りでありますので、ご確認下さい。

また資本的収入及び支出、資本的収入は2,790万円(税込)で、対前年度比1,385万5千円(33.2%)の減、資本的支出は7,432万3千円(税込)で、対前年度比では169万円(2.3%)の増となっております。

資本的収支は、4,042万3千円の赤字となり、対前年度比で1,554万5千円(50.3%)の増となっております。この主な要因としては収入に関しては、移設補償金の減。支

出に関しては建設工事費の増によるものです。

資本的収支の不足額4,642万3千円については、当年度分消費税及び地方消費税調整額278万3千円、減債基金1,356万4千円、過年度損益勘定留保資金3,007万6千円により補填したものです。

尚、資本的収入及び支出の状況は表2のとおりですので、ご覧下さい。

令和5年度末の水道料金等滞納状況は、表5のとおりとなっております。水道料金等滞納につきましては、計画的に分納方式をとっているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、令和5年度末の滞納は件数で230件、金額で420万円であり、前年度件数で213件、金額は441万2千円に対し、件数で17件増、金額で21万2千円の減となっております。これは令和6年3月分使用料の一部が翌月の納入処理になったことによるものであり、一時的な現象であると言えます。

未収金、未払金、預貯金等及び企業債につきましては、4ページ記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し下さい。

令和5年度の審査に付された水道事業会計の予算執行及び収入、支出等に関する事務については、適正に執行されたものと認めます。

有収率は漏水箇所が増加したことにより、71%で前年度(75.7%)より4.7ポイントの減となっております。今後は漏水対策を進め、有収率が増加されるよう努めていただきたい。

また、予定されている老朽化施設の更新事業の為に、内部留保資金の枯渇も懸念されるなど、厳しい経営状況が想定される。今後も一層の経営効率化に取り組み「安全」で「安心」な水道水を安定供給するよう努めて頂きたいと思えます。以上です。

◎ 委員長(山田顕人)

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書並びに主要施策・事業等説明資料の12ページに基づき、決算内容を収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(澤田浩一)

令和5年度知内町水道事業会計決算についてご説明させていただきます。決算書の165ページをご覧ください。

収益的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款水道事業収益で1項営業収益が1億918万6,284円、1目給水収益で令和4年度に比ばまして給水量の約64,000m³減少したことによるもので特に北海道電力知内発電所において約56,000m³程減少しております。よって当初予算額に比ばまして、670万円程の減となっております。2項営業外収益が3,210万907円、これにつきましては、主に中の川橋仮設水道管撤去工事に伴いまして、試算を除却したため、長期前受金戻入として、965万6,907円の増額となりました。

3項特別利益はありませんでした。

以上、水道事業収益決算額合計で1億4,128万7,191円となります。

次に支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用1億4,865万1,043円で不用額マイナス224万7,013円発生しております。主なものと致しましては、1目原水及び浄水費、約290万円の減、2目配水及び給水費で約115万円の減、3目総係費で265万円の減、4目減価償却費で約416万円の減であります。5目の資産減耗費において先程の中の川橋仮設水道管撤去工事分が1,374万円の大幅な増額となりますので、差引きマイナス224万7,013円の不用額が発生しております。2項営業外費用440万1,372円でこれは消費税額の確定により、117万5,628円の不用額を計上しております。3項特別損失1,100円、4項予備費はございませんでした。以上水道事業費用決算額合計で1億5,305万3,515円です。

次に166ページになります。資本的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款資本的収入で1項他会計補助金に301万8,102円、2項工事負担金184万8千円、3項補償金で2,303万4千円。以上決算額合計2,790万102円です。

次に支出になります。1款資本的支出、1項建設改良費6,075万8,830円。2項企業債償還金1,356万4,124円。以上決算額合計7,432万2,954円です。

尚、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,642万2,852円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額278万3,158円。減債基金1,356万4,124円。過年度損益勘定留保資金3,007万5,570円で補填致しました。

次に167ページをお開き願います。令和5年度知内町水道事業損益計算書であります。1の営業収益から、2の営業費用を差し引いた営業損失が4,469万7,569円であります。また3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が2,993万2,295円です。経常損失が、1,476万5,274円であります。5の特別損失がマイナス1,100円、当年度純損失が1,476万6,374円、前年度繰越利益剰余金が3,501万4,070円、その他未処分利益剰余金変動額1,354万6,124円です。最後に当年度未処分利益剰余金3,381万1,820円であります。

次の168ページの剰余金計算書の説明は省略させていただきまして、169ページの令和5年度知内町水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明致します。当年度末の未処分利益剰余金が3,381万1,820円であります。

未処分利益剰余金については、令和2年度までは、減債基金積立金及び建設改良積立金に積立しておりましたが、近年、水道本管の破損事故が多発していることにより、多額の費用を要していることから、今後も配水管及び各施設における老朽化に伴い多額の費用が発生する事が懸念されておりますので、単年度会計には余裕が無いため、緊急時に対応すべく費用として基金には積み立てず剰余金として残したいと考えております。

この剰余金処分計算書(案)については議決事項となっておりますので、議決頂きますよう、よろしくお願い致します。

続きまして、令和5年度知内町水道事業貸借対照表であります。170ページをご覧ください。資産の部です。1の固定資産と2の流動資産の資産合計15億4,264万3,784円です。

171ページ、負債の部です。3の固定負債から5の繰延収益までの負債合計が6億8,282万572円です。

続きまして、資本の部です。172ページをご覧ください。6の資本金で資本金合計

5億1,136万2,426円であります。7の剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせまして3億4,846万786円であります。資本金と剰余金を合わせた資本合計が8億5,982万3,212円であります。負債と資本を合わせた負債資本合計が15億4,264万3,784円であります。

続きまして、173ページ、令和5年度知内町水道事業キャッシュフロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュフローは、当年度純損失から支払利息等支払額までの合計で1,115万1,556円です。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費から投資活動による資産の増減までの合計でマイナス1,659万5,554円。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還分でマイナス1,356万4,124円あります。1の業務活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローの合計で資金減少額が1,100万8,122円で、資金期末残高が4億916万1,094円あります。

飛びまして、184ページをお開き願います。

令和5年度知内町水道事業収益費用明細書になりますが、以前から決算報告書とその他の資料であります損益計算書や貸借対照表、この明細書との数字が合わないのご指摘がございましたが、決算報告書につきましては税込金額で記載、その他に関しましては税抜金額で記載してある旨の説明をしておりました。その中でも不課税や非課税のものも含まれておりますので、単純に10%掛けても数字が合わない旨の説明をしておりましたので、今回参考までに備考の欄に不課税であるものと非課税であるものの記載を追記させて頂きました。

また184ページの下段に決算報告書に記載の税込集計の表示額は取引毎に課税された額を集計することから、税抜額の総額に消費税を掛けた額とは一致しない場合がありますと、記載してあります。これにつきましては、例えば現在水道料金の最低請求額が税抜き1,448円ありますが、これに消費税10%掛けますと1,592.8円となります。実際の請求額は端数の0.8円を切り捨てて1,592円で請求致しますので、この端数の切り捨て分によって積上げ額が一致しない場合もございますので、ご了承願います。

尚、174ページの注記から190ページの固定資産明細書までの説明は省略させて頂きます。

最後になります。令和5年度主要施策・事業等を説明させて頂きます。説明資料の11ページをお開き願います。

ナンバー126、1目浄水施設改良費では老朽化した浄水場の電気設備更新工事を1,001万円で、2目配水設備改良費、ナンバー128、129に関しましては漏水箇所の修繕工事でありまして、漁家団地配水管更新工事を704万円。

ページ変わりまして12ページになりますが、ナンバー129、ケーラ沢橋水道添架管布設工事を660万円。

ナンバー130から132までは中の川河川改修に伴う工事となり、ナンバー130は中の川港橋仮設水道管布設工事1,683万円。ナンバー131はその撤去工事に723万4千円。

ナンバー132は、中の川仮設港橋水道管布設工事実施設計業務委託に297万円でいづれの工事、委託におかれましても北海道の補償費により実施しております。

ナンバー135、1項営業費用、3目総係費では水道事業計画の変更申請業務を825万円で実施しております。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（山田顕人）

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

今、水道課長の方から説明を受けたのですが、お答えはちょっと水道課長がされる中身ではないと思うのですが、お尋ねします。

128番の漁家団地の漏水で直したということなんですが、この漁家団地っていうのは皆さんもご存じのように低家賃で入れる大事な団地かなと思うんですが、これからもずっと何年か団地を続けていかれるのかどうか。それと今何件入っているのかお聞きしたいというふうに思います。

◎ 委員長（山田顕人）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。漁家団地であります。建設が昭和43年から45年の間に合計8棟建設されております。現在8棟で1棟2戸ありますので、16戸中7戸入居しております。7戸全て世帯主は65歳以上であります。家賃は先程言ったとおり低価格でありまして、現在の計画では令和8年度に今空いています2棟を解体しようかなと思っております。それ以降に関しましては、空き家が空いてきて1棟空いてきたら壊そうかなというふうな今計画でおります。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

分かりました。そういう計画があるというふうなことは伺いました。痛し痒しというか古いから修繕しなければならないということもあるんですが、一方で低家賃で入れる大事な公営住宅という事もあって、そこら辺は十分には配慮を頂きながらお願ひをしたいというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願ひます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第6号 令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長（山田顕人）

日程第6、認定第6号、『令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

木村代表監査委員。

◎ 代表監査委員（木村和義）

それでは、令和5年度知内町下水道事業会計の決算審査意見書について述べさせていただきます。なお、この会計については、一般会計に準じて審査を実施しておりますので、下水道事業会計の2ページの1から4については省略させていただきます。

令和5年度の下水道事業収益は2億6,141万2千円（税抜）で、公営企業の開始に伴う一般会計から営業助成金及び繰入金1億6,243万1千円の補助を含むものである。下水道事業費用は1億9,704万9千円（税抜）で、純利益は6,436万3千円となります。また、経常収支比率は132.7%となっており、料金回収率は26.1%となります。

なお、収益的収入及び支出の状況は3ページ表1、また、公共下水道利用状況は5ページの表3、浄化槽整備設置状況一覧表は5ページ表4のとおりでありますので、ご参照下さい。

資本的収入は3,169万4千円（税込）で、資本的支出は9,942万4千円となっております。資本的収支は、6,773万円の赤字となりました。この主な要因としては、収入に関しては企業債の借入、国庫補助金、工事負担金によるものであります。支出に関しては建設改良費及び企業債の償還金によるものです。資本的収支の不足額6,773万円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額125万円、当年度損益勘定留保資金4,117万4千円、当年度未処分利益剰余金2,530万6千円により補填したものであり、なお、資本的収入及び支出の状況は3ページ表2のとおりであります。

令和5年度末の下水道料金等滞納状況は5ページ表5のとおりとなっております。下水道料金等の滞納については、計画的に分納方式をとっているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、令和5年度末の滞納は件数で98件、金額で96万7千円であります。これは、令和6年3月分使用料の一部が翌月の納入処理になったことによるものであり、一時的な現象であると言えます。

また未収金、未払金、預貯金等、企業債については、4ページ記載のとおりとなっておりますので、後程お目通し頂ければと思います。

令和5年度の審査に付された下水道事業会計の予算執行及び収入、支出等に関する事務については、適正に執行されたものと認められます。今後も人口減少による使用料の減少、施設の老朽化による多額の更新費用増加に伴い、厳しい経営が想定されることから一層の経営効率化に取り組み事業経営をするよう努めて頂きたいと思っております。以上です。

◎ 委員長（山田顕人）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策・事業等説明資料の11ページの内容について収入支出一括説明をお願いします。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

令和5年度知内町下水道事業会計決算についてご説明致します。下水道事業会計につきましては、令和5年度より公営企業会計に移行しており、今回が公営企業会計としての初めての決算となります。昨年度までとは決算書自体の書式も変わっておりますが、水道事業会計と同様となっておりますので、よろしくご説明致します。

それでは決算書の194ページをお開き願います。

収益的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款下水道事業収益、1項営業収益が3,928万3,132円。1目下水道使用料で令和4年度に比べ、有収水量275,097m³、前年比3,189m³の減となっており、そのため使用料が減となっております。2項営業外収益が2億2,433万5,610円。内容と致しましては1目他会計補助金1億6,243万879円で一般会計からの繰入金1億78万4千円と下水道事業整備促進基金からの繰入分で6,164万6,879円となっております。3目長期前受金戻入6,014万4,731円。3項特別利益が21万7,580円。以上下水道事業収益決算額合計で2億6,386万6,322円となります。

次に支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用1億8,253万5,100円で不用額が4,546万4,900円発生しております。主なものと致しましては、3目処理場費851万円、4目総係費262万円、5目減価償却費3,401万円の不用額が発生しております。これは修繕費や委託料の落札減、光熱費等の残額ということになります。

2項営業外費用1,477万9,129円、3項特別損失90万9,100円、これは1目過年度損益修正損で令和4年度確定消費税によるものです。

以上、下水道事業費用決算額合計で1億9,822万3,329円になります。

続きまして195ページになります。資本的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款資本的収入、1項企業債1,680万円。2項他会計補助金1,375万円。3項工事負担金114万4千円。以上決算額合計3,169万4千円です。

次に支出になります。1款資本的支出、1項建設改良費2,864万4千円。2項企業債償還金7,078万295円、以上決算額合計9,942万4,295円です。

尚、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、6,773万295円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額125万円、当年度損益勘定留保資金4,117万4,146円、当年度未処分利益剰余金2,530万6,149円で補填致しました。

続きまして196ページをお開き願います。

令和5年度知内町下水道事業損益計算書であります。1の営業収益から2の営業費用を差引いた営業損失が1億4,035万588円、3の営業外収入から4の営業外費用を差引いた額2億542万4,841円で経常利益が6,507万4,293円です。5の特別利益から6の特別損失を差引いた額がマイナス71万1,300円。最後に当年度純利益と当年度未処分利益剰余金が同額の6,436万2,993円です。

次の197ページの剰余金計算書の説明は省略させて頂きまして、次の198ページ、令和5年度知内町下水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明致します。当年度末の未

処分利益剰余金が6,436万2,993円ありますが、先程説明致しました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填材料として2,530万6,149円使用されることから、処分後の残高が3,905万6,844円となります。未処分利益剰余金については水道事業と同様に単年度会計に余裕がありませんので、緊急時に対応すべく費用に使用出来るよう剰余金として残したいと考えております。この剰余金処分計算書(案)は議決事項となっておりますので、議決を頂きますようよろしくお願い致します。

続きまして令和5年度知内町下水道事業貸借対照表であります。199ページをご覧ください。資産の部1の固定資産と2の流動資産の資産合計29億7,999万159円であります。

200ページ負債の部であります。3の固定負債から5の繰延収益までの負債合計が22億7,357万5,442円。

続きまして資本の部、201ページをご覧ください。6の資本金は6億4,205万1,724円。7の剰余金は6,436万2,993円、資本金と剰余金を合わせた資本合計が7億641万4,717円、負債と資本を合わせた負債資本合計が29億7,999万159円であります。

続きまして202ページ、令和5年度知内町下水道事業キャッシュフロー計算書になります。

1の業務活動によるキャッシュフローは、当年度純利益から支払利息等支払額までの合計で9,648万4,732円です。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費から投資活動による負債の増減までの合計でマイナス2,387万7,565円です。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の発行及び償還分で合計マイナス5,398万295円であります。1の業務活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローの合計である資金増加額が1,862万6,872円で、資金期末残高3,439万7,499円あります。

なお、203ページの注記から216ページの固定資産明細書までの説明を省略させて頂きまして、次に令和5年度主要施策・事業等を説明させて頂きますので、説明資料の12ページをお開き願います。

ナンバー136、1目管路費建設改良費は中の川河川改修に伴う工事となり、中の川橋仮設水道管撤去工事で114万4千円で北海道の補償費により実施しております。

ナンバー137、2目マンホールポンプ建設改良費はストックマネジメント計画により、機能確保を目的とした電気計装設備やマンホールポンプの更新のため2,530万円。

ナンバー138、3目処理場建設改良費ではクリーンセンターの建具や空調設備更新のための実施設計業務委託費として220万円。

ナンバー139、4目総係費では5年毎に行います下水道事業計画の更新を352万円。

ナンバー140、公営企業会計運用支援を319万円を実施しております。

以上で下水道事業会計決算の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長(山田顕人)

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第7号、令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、認定すべきものと決定しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長 (山田顕人)

これで本委員会に付託された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

令和5年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会します。

委員の皆様には、熱心なご審議をいただき、また格別なご協力をいただきまして大変ありがとうございます。

なお、この後、議員控室において、審査意見の取りまとめを行いますので、委員の皆様はよろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後 2時17分)